

# 岩手県介護支援専門員研修実施要綱

(平成 31 年 3 月 1 日 岩手県保健福祉部)

## 1 趣旨

この要綱は、岩手県介護支援専門員研修の実施について、次の法令等に定めるほか、必要な事項を定めるものである。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）
- (2) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）
- (3) 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「規則」という。）
- (4) 介護保険法施行細則（平成 11 年岩手県規則第 119 号。以下「細則」という。）
- (5) 厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（平成 18 年厚生労働省告示第 218 号）
- (6) 介護保険法施行令第 37 条の 15 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 265 号）
- (7) 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成 26 年 7 月 4 日付け老発 0704 第 2 号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）

## 2 定義

本要綱における岩手県介護支援専門員研修は、次の研修をいう。

- (1) 介護支援専門員実務研修  
法第 69 条の 2 第 1 項に規定する介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）をいう。
- (2) 介護支援専門員専門研修  
局長通知別添「介護支援専門員専門研修実施要綱」に規定する研修（以下「専門研修」という。）をいう。
- (3) 介護支援専門員再研修  
法第 69 条の 7 第 2 項に規定する研修（以下「再研修」という。）をいう。
- (4) 介護支援専門員更新研修  
法第 69 条の 8 に規定する更新研修（以下「更新研修」という。）をいう。
- (5) 主任介護支援専門員研修  
政令第 37 条の 15 第 1 項に規定する研修（規則 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する研修に限る。以下「主任研修」という。）をいう。
- (6) 主任介護支援専門員更新研修  
政令第 37 条の 15 第 1 項に規定する研修（規則第 140 条の 68 第 1 項第 2 号に規定する研修に限る。以下「主任更新研修」という。）をいう。

### 3 研修実施機関

#### (1) 実務研修及び更新研修

実務研修及び更新研修は、研修事務を適正かつ継続的に実施できる同一の公益法人等を知事が指定して実施するものとする。

#### (2) 再研修、主任研修及び主任更新研修

再研修、主任研修及び主任更新研修は、研修事務を適正かつ継続的に実施できる公益法人等を知事が指定して実施するものとする。

#### (3) 専門研修

専門研修は、実務研修及び更新研修の研修実施機関として知事が指定した機関が実施するものとする。

### 4 研修実施機関の指定手続等

#### (1) 指定の申請

① 実務研修及び更新研修の研修実施機関として指定を受けようとする者は、細則第19条に定める指定申請書を知事に提出するものとする。

② 再研修、主任研修及び主任更新研修の研修実施機関として指定を受けようとする者は、指定申請書（様式1）を知事に提出するものとする。

#### (2) 指定の決定

① 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは指定するものとし、その旨を申請者に通知するものとする。

② 知事は、前号に規定する審査の結果、適当でないと認めたときは、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

#### (3) 指定の周知

① 知事は、実務研修及び更新研修の研修実施機関を指定したときは、県報により告示するものとする。

② 知事は、再研修、主任研修及び主任更新研修の研修実施機関を指定したときは、ホームページ等により広く周知するものとする。

### 5 事業の実施

#### (1) 事業計画書及び実績報告の提出

研修実施機関は、知事に対し、あらかじめ、事業計画書（様式2）を提出するとともに、事業終了後、速やかに実績報告書（様式3）を提出するものとする。

#### (2) 事業内容の変更等の申請

研修実施機関は、次の事業内容を変更するとき、又は事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、事業変更（廃止）申請書（様式4）を提出するものとする。

① 受講料その他研修の受講者から受領する金額

- ② 研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目
- (3) 事業内容の変更の届出

研修実施機関は、次の事業内容を変更する場合には、あらかじめ、事業変更届出書（様式5）を提出するものとする。

- ① 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- ② 研修の名称
- ③ 研修を行う施設の所在地
- ④ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- ⑤ 事業計画書に記載されている内容（(2)に定めるものを除く。）

## 6 手数料

- (1) 実務研修、再研修、更新研修、主任研修及び主任更新研修

手数料は岩手県手数料条例(平成12年岩手県条例第16号)に定めるものとし、その収納方法は研修実施機関が定めるものとする。

- (2) 専門研修

手数料は研修実施機関が知事に協議して定めるものとし、その収納方法は研修実施機関が定めるものとする。

## 7 修了証明書の交付及び修了者名簿の管理

- (1) 修了証明書及び一部科目受講証明書の交付

研修実施機関は、研修修了者に対し修了証明書を交付し、一部科目受講者に対し一部科目受講証明書を交付するものとする。

- (2) 研修修了書及び一部科目受講証明書の管理

研修実施機関は、研修修了者及び一部科目受講者について、氏名、生年月日、修了証明書番号及び修了年月日等必要事項を記載した名簿を作成及び管理し、研修修了日の翌日から30日以内に、知事に送付するものとする。

- (3) 主任研修及び主任更新研修の修了証明書

研修実施機関は、主任研修及び主任更新研修の修了証明書に有効期間を記載するものとする。

## 8 実施上の留意点

- (1) 実務経験等の確認

研修実施機関は、受講希望者が対象者として適切か否かを判断するために、「実務経験証明書」の提出を求める等の適切な方法により実務経験等を確認するものとする。

なお、社会福祉士等の資格を有する介護支援専門員が、社会福祉士等として地域包括支援センターに配置され、業務上、介護予防サービス計画を作成している場合は、「地域包括支援センターの長（又は市町村の長）」の推薦をもって、介護支援専門員としての実務経験がある者とみなして差し支えないものとする。

(2) 同一課程の研修の同時開催

- ① 適切な研修が行われるよう配慮することを前提に、実務研修（一部科目）、専門研修及び更新研修（実務経験者向け）が同一の日程等で行われることは差し支えないものとする。
- ② 適切な研修が行われるよう配慮することを前提に、再研修と更新研修（実務未経験者向け）とが同一の日程等で行われることは差し支えないものとする。

## 9 介護保険法 69 条の 8 第 2 項ただし書の研修

知事は、局長通知及び本要綱に基づき実施される専門研修を、規則第 113 条の 19 の各号に該当するものと認め、更新研修の課程に相当するもの（法第 69 条の 8 第 2 項ただし書の研修）として指定する。

## 10 その他

この要綱に定めるもののほか、介護支援専門員研修の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この要綱は、平成 28 年 12 月 13 日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 岩手県介護支援専門員実務研修実施要綱（平成 10 年 11 月 10 日）
  - (2) 岩手県介護支援専門員専門研修実施要綱（平成 18 年 7 月 20 日）
  - (3) 岩手県介護支援専門員再研修実施要綱（平成 18 年 7 月 20 日）
  - (4) 岩手県介護支援専門員更新研修実施要綱（平成 18 年 7 月 20 日）
  - (5) 岩手県介護支援専門員実務従事者基礎研修実施要綱（平成 18 年 7 月 20 日）
  - (6) 岩手県主任介護支援専門員研修実施要綱（平成 18 年 10 月 6 日）
  - (7) 岩手県主任介護支援専門員更新研修実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日）
- 3 この要綱による実施機関の指定手続等の規定は、この要綱の施行の日から適用し、この要綱の施行の前日に附則 2 に掲げる要綱により実施された実施機関の指定手続等については、なお従前の例による。
- 4 この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

様式1

番 号  
平成 年 月 日

岩手県知事 様

所在地  
法人名  
代表者名 印

介護支援専門員 研修実施機関指定申請書

介護支援専門員 研修実施機関の指定を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及びその代表者の氏名及び住所
- 2 介護支援専門員 研修の名称
- 3 研修を行う施設の所在地
- 4 申請に係る事業の開始予定年月日
- 5 受講料その他研修の受講者から受領する金額
- 6 その他指定に関し知事が必要と認める事項

備考

次の事項を記載した書類を添付してください。

- (1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- (2) 申請の日の属する事業年度及びよく事業年度における事業計画
- (3) 申請に係る資産の状況
- (4) 研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目

様式2

番 号  
平成 年 月 日

岩手県知事 様

所在地  
法人名  
代表者名 印

平成 年度岩手県介護支援専門員 研修計画書

平成 年度岩手県介護支援専門員 研修について、下記のとおり実施するので報告します。

記

- 1 開講目的
- 2 研修事業の名称
- 3 研修を行う施設の所在地
- 4 研修期間
- 5 研修科目
- 6 講師氏名
- 7 講師履歴
- 8 研修修了の認定方法
- 9 受講資格
- 10 受講手続き
- 11 受講料
- 12 その他

※ 1～6及び8～12は研修実施要領の提出に代えることができます。

様式3

番 号  
平成 年 月 日

岩手県知事 様

所在地  
法人名  
代表者名 印

平成 年度岩手県介護支援専門員 研修実績報告書

平成 年度岩手県介護支援専門員 研修について、下記のとおり完了したので報告します。

記

- 1 研修日時
- 2 研修場所
- 3 研修結果
  - ・受講者の出席状況
  - ・修了者数及び修了者名簿
- 4 研修に係る収支決算
- 5 その他

様式 4

番 号  
平成 年 月 日

岩手県知事 様

所在地  
法人名  
代表者名 印

岩手県介護支援専門員 研修事業変更（廃止）申請書  
平成 年度岩手県介護支援専門員 研修について、事業内容の変更等に係る承認  
を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（廃止）の内容
- 2 変更（廃止）の時期
- 3 変更（廃止）する理由
- 4 その他参考事項

様式5

番 号  
平成 年 月 日

岩手県知事 様

所在地  
法人名  
代表者名 印

岩手県介護支援専門員 研修事業変更届出書

平成 年度岩手県介護支援専門員 研修について、事業内容の変更がありましたので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の時期
- 3 変更する理由
- 4 その他参考事項